

天童市の教育等の振興に関する大綱（案）



令和2年3月

天 童 市

大綱の策定に当たって

近年、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ＩＣＴの進歩と社会経済のグローバル化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い、人々のライフスタイルや価値観も多様化・複雑化しています。

こうした多様性の時代において、本市の将来の都市像である「笑顔にぎわい しあわせ実感 健康都市～ともに明日をひらく てんどう～」を実現し、持続可能な地域社会を創り上げていくためには、新しい時代を担う若い世代の健やかな育ちと、一人ひとりがいつまでも充実した人生を送るための主体的な学びの環境を整えることが、ますます重要になっています。

この大綱は、子どもから大人まで、すべての市民が社会情勢の変化にしなやかに対応し、生き生きと学び、心豊かな生活を送ることができるよう、国の教育施策の指針である「第3期教育振興基本計画」と、本市のまちづくりの指針である「第七次天童市総合計画」の内容を踏まえて策定するものです。

大綱に掲げる5つの方針と13の基本目標をベースに、これから令和の時代にふさわしい教育環境の整備を目指し、教育委員会と連携しながら効果的な教育施策を展開してまいりますので、市民の皆さまの御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

天童市長 山本信治

第1 策定の趣旨と内容

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定するものであり、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本目標を定めます。

第2 計画期間

大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。天童市総合計画、社会情勢の変化、市民のニーズ等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

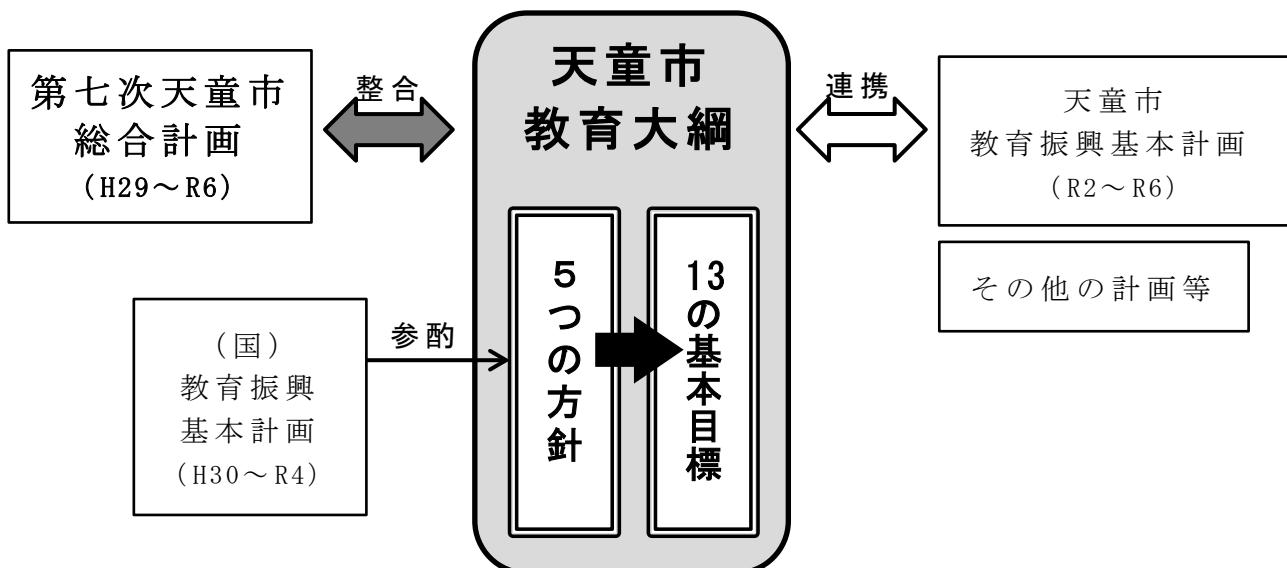
第3 策定に当たっての考え方

大綱の策定に当たっては、平成30年6月15日に閣議決定された教育振興基本計画による今後の教育政策に関する基本的な方針を参照し、かつ、平成27年度から令和元年度までを計画期間とした前大綱を発展的に継承するものとします。

また、第七次天童市総合計画基本構想のうち、教育、学術、文化等に関する展開方向を基礎に、社会情勢や価値観の多様化、ライフスタイルの変化などを踏まえ、次の5つの方針を掲げ、これらの方針のもと、基本目標を定めていきます。

- 1 夢を持ち生きる力を育てる**
- 2 社会の発展を牽引する人材を育てる**
- 3 生涯にわたる学びを支援する**
- 4 誰もが学べる環境を整える**
- 5 学校の安全・安心を未来につなぐ**

【参考】大綱の位置づけと体系



第4 基本目標

1

夢を持ち生きる力を育てる

乳幼児期の健全育成

妊娠期から育児期にわたる切れ目のない支援体制を充実させ、安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めます。

また、母子保健と幼児教育・保育、学校教育が連携し、継続した支援を行える体制づくりを進め、個々に応じた支援を行うことで、一人ひとりの子どもが生き生きと暮らせる地域を目指します。

特に、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもの安全な生活の保持と情緒の安定を図り、成長段階ごとの特性と課題を踏まえて、他者との協調性や人間関係能力を高める幼児教育・保育を推進します。

加えて、子ども・子育て支援新制度に基づき、幼児教育・保育施設の職員の配置や処遇改善、研修の充実を図り、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。

確かな学力の育成

子ども一人ひとりを大切にし、個々の教育的ニーズに応じた適時適切な教育を推進するために、幼稚園・保育園、小・中学校の連携を密にしながら、義務教育9年間を見通して特別支援教育の視点を基盤に全ての教育活動を展開します。

また、各学校の特色を生かしながら質の高い授業を目指して授業改善に取り組むことにより、社会の中で生きて働く「知識・技能」を身につけ、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」を育成しながら、自らの学びを人生や社会づくりに生かそうとする「学びに向かう力」を涵養します。

豊かな心と健やかな体の育成

「市いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止対策を推進し、「いじめをしない、させない学校づくり」を目指すとともに、生徒指導に関する諸問題の早期発見・早期対応により、子どもが自尊感情を高めながら、生き生きと学校生活を送ることができる学校づくりを行います。

また、地域との緊密な連携のもと、「人、もの、こと、自然、文化」などの地域の魅力に触れる多様な体験を充実させ、子どもの郷土への愛着と誇りをはぐくみ、社会参加に向けた教育支援を推進します。

さらに、子どもの主体的なスポーツ参加を推進し、体力の増進とスポーツに親しむ心情を涵養し、将来、自立した市民として活躍できる心身ともに健康でたくましい子どもの育成を目指します。

2

社会の発展を牽引する人材を育てる

芸術・文化・スポーツ活動の推進

芸術・文化・スポーツを担う人材を育成するため、積極的に情報発信を行い活動への参加を促進します。

芸術・文化活動については、豊かな感性や創造性をはぐくむため青少年の活動を支援するとともに、市民が芸術・文化の魅力に触れ親しめるよう、芸術・文化施設の長寿命化を図りながら一層充実させることにより、多彩な展示会や公演を開催し、鑑賞する機会を提供します。

また、市民芸術祭の開催や文化団体の活動を支援することにより、多くの市民が参加し、発表する機会をつくり、芸術・文化活動の活性化と伝統芸能の継承を促進します。

スポーツ活動については、競技スポーツを推進するため、市民のスポーツに対する関心や意欲を高め、競技人口の拡大を図ります。

また、スポーツ協会や競技団体と連携し、指導体制や練習環境の充実に努め、競技力向上を目指す選手の育成・強化を図ります。

英語教育の推進

グローバル化が進む社会において、人権尊重の視点を大切にしながら、豊かな国際感覚と多様な文化を柔軟に理解する心情を育むとともに、積極的に外国語を用いて日本やふるさと天童の良さを適切に発信することができるコミュニケーション能力を養うことを目指し、英語教育の充実を推進します。

特に、小学校と中学校の連携を図りながら、聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの4つの技能をバランス良く伸長し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力と主体的な姿勢を養います。

3

生涯にわたる学びを支援する

生涯学習・社会教育の推進

市民一人ひとりが生涯にわたって充実した学習活動を行い豊かな人

生を創造できるよう、大学との連携による学習活動を展開し学習機会の充実を図るとともに、学校や家庭、地域と連携した行事の開催など多世代交流による学習活動を推進します。

また、生涯学習の場となる図書館などの施設をより一層充実させ、学習活動に対する支援や情報の提供を行います。

社会教育については、市民がそれぞれの価値観やライフステージに応じた学習活動を主体的に行うことができるよう、幅広い世代が気軽に集い交流できる場である市立公民館の利用拡大を図るとともに、社会情勢の変化や利用者のニーズに合わせて市立公民館の整備を進めます。

また、社会教育において重要な役割を担う社会教育関係団体の活性化を図るとともに、市民自らが課題を見つけ解決を図ることを目的とした地域づくり委員会活動を推進します。

家庭教育の推進

子どもたちの健やかな育ちの礎である家庭教育を支援するため、様々な家庭の悩みや子どもの発達段階に応じた教育に関する講演会や講座などの学習機会を提供します。

また、地域全体で親子の学びや育ちを温かく見守るため、地域の団体や事業所などが実施する子どもの健全育成活動を支援するほか、地域活動への参加を積極的に促し、親子が地域の一員として交流する機会を充実します。

さらに、親の家庭教育に関する不安を軽減し、前向きな気持ちで子どもと向き合えるよう、子育てや家庭の悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めます。

生涯スポーツの推進

市民一人ひとりの体力や意欲、興味、健康状態など、それぞれのライフステージに応じてスポーツを楽しむことができるよう、スポーツイベントの充実を図り、誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を増やします。

また、子どもたちが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、学校教育においてスポーツに対する関心や意欲を高めるとともに、学校や地域と連携したスポーツ少年団など地域スポーツ活動の充実を図り、子どものスポーツ活動を支援します。

さらに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに関わることができる安全で充実した施設環境の整備により、スポーツを通じた世代間や地域間の交流を図り、生涯スポーツを推進します。

文化財の保護及び活用の推進

指定文化財を適切に保存するため、現地調査により状況を確認し、管理者や保護団体の保護活動に支援を行うとともに、未指定の文化財や民俗芸能について、研究者などの協力のもと調査・研究を進め文化財の適切な保存や活用を図ります。

また、文化財に関するパンフレットの作成や歴史講座、史跡めぐりの開催などにより文化財を身近に感じてもらい、文化財をとおして郷土への親しみや関心を育みます。

西沼田遺跡公園や旧東村山郡役所資料館などの文化財関連施設については、適切な維持管理を行い、出土した遺物や貴重な郷土資料の展示や公開により本市の歴史に触れる機会を提供するほか、体験学習、企画展の開催や地域活動と連携することにより、地域の活性化を図ります。

4

誰もが学べる環境を整える

就学支援等の推進

家庭の経済事情にかかわらず、すべての子どもたちが未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。

小・中学生に対しては、学用品費など就学に必要な費用を支援するとともに、多子世帯への支援を継続して行います。

高校生や大学生に対しては、就学の支援を推進するための事業の充実を図ります。

また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な状況にあるひとり親家庭の子どもに対して学習支援を進めます。

5

学校の安全・安心を未来につなぐ

学校教育施設の整備

児童・生徒が安心して学べる安全な環境を整備するため、学校施設の安全点検を継続的に実施するとともに、学校施設長寿命化計画に基づき、施設改修を計画的に進めます。

また、情報化社会で生き抜く力の育成を目指したＩＣＴ環境の整備や、障がいを持ち特別な支援が必要な児童・生徒が安心して学校に通えるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。

持続可能な学校指導体制の整備

今後ますます高度情報化が進む社会において、たくましく生き抜く児童・生徒を育てるために、授業におけるＩＣＴ機器の積極的かつ効果的な活用を図ります。

また、教職員の「働き方改革」を積極的に推進し、教職員が子どもとじっくり向き合う時間や、授業の準備を十分に行う時間を確保することにより、学校教育の質の向上を目指します。

安全・安心な学校給食の提供

徹底した衛生管理に努めるとともに、食物アレルギー対応給食を実施し、安全・安心な学校給食を提供します。

また、地産地消の推進を図り、特別献立や地域の食文化、季節の行事給食など工夫を凝らしたメニューを提供し、学校給食の充実に努めます。

さらに、望ましい食習慣を形成し、豊かな心と人間性をはぐくみ、食と健康な体づくりの大切さや地元の農産物、郷土の文化への理解を深めるため、栄養・給食指導などによる食育を推進します。